

奈良県税条例施行規則及び奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十一月二十四日

奈良県知事 山下 真

#### 奈良県規則第十四号

奈良県税条例施行規則及び奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良県税条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県税条例施行規則(昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二号様式を次のように改める。



第二十四号様式(裏)中「証明者 職 氏名」欄に「証明者 職 氏名」を「証明者 職 氏名」に改める。

第二十七号様式中「署名なつ印」を「記名」に


印	
印	
印	
印	
印	

を


に改め、同様式の

注を次のように改める。

注 1 附帯設備に属する部分の取得者と必ず十分な協議を行った上で提出してください。

2 個人番号(法人番号)欄は、申出者(申請者)の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15

項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

(奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部改正)

**第二条** 奈良県自動車税証紙条例施行規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「**氏名**」を「**氏名**」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。